

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	松戸市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 本事務は、健康増進法に基づき、市民の健康を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>2. 事務の全体概要 松戸市では、健康増進法に定める健康相談・健康教育・ウイルス検診並びに健康増進法施行規則第4条の2に定める健康診査・各種がん検診・各種健康診査及び各種保健指導を行う。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務において取り扱う。</p> <p>(1)対象者の把握 (2)受診勧奨通知の発行 (3)受診券の発行 (4)各種健(検)診・がん検診・健康指導に関する情報の管理 (5)各種健(検)診等の費用徴収</p>
③システムの名称	<p>1. 総合保健福祉システム(健康増進) 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
各種健(検)診及びがん検診の受診者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条第1項別表第一(76の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総理府省令第5号)第54条 (3)番号法第9条第2項 (4)松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(1)番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室（電話番号047-366-7107）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 健康福祉部 健康推進課 松戸市竹ヶ花74-3 電話番号 04-366-7487

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I-5 ②所属長の役職名	田中 勝規	健康推進課長	事後	様式改正
令和2年6月8日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年6月8日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	I-1 ③システムの名称	1. 総合保健福祉システム(健康増進) 2. 庁内共通連携基盤システム	1. 総合保健福祉システム(健康増進) 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバー	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	I-4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	I-4 ②法令上の根拠		(1) 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定